

2019年9月3日

各都道府県臨床衛生検査技師会

会長様

愛知県臨床検査標準化協議会

会長 市川 朝洋

愛知県臨床検査技師会

会長 中根 生弥



愛知県臨床検査標準化協議会

発行物について（送付）

謹啓

時下ますますご隆昌の段、お喜び申し上げます。日頃、大変お世話になり厚くお礼申し上げます。

愛知県臨床検査標準化協議会（AicCLS：Aichi Committee for Clinical Laboratory Standardization）は、愛知県内全医療施設での検査値の標準化を目指し、平成15年5月に発足、平成17年度から本格的に事業活動を展開してきました。

ガイドライン及びリーフレット作成事業におきましては、これまでに臨床化学、微生物、細胞診、病理、遺伝子、輸血、免疫血清、生理機能、生殖医学、血液、一般検査の愛知県臨床検査標準化ガイドライン、リーフレットを発刊し、各施設に配布してまいりました。

さて、この度、愛知県臨床検査標準化協議会リーフレット「梅毒検査」を作成致しました。

つきましては、発行物をご送付いたしますので、ご活用頂きますようお願い申し上げます。なお、これまでに発刊されたガイドライン等は、愛知県臨床検査技師会のホームページにも掲載しております。（<http://www.aichi-amt.or.jp/aiccls>）

AicCLSでは、愛知県下すべての臨床検査医療関連諸団体におきまして、質の高い検査データが提供されることを強く望んでいます。ご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

謹白

I 梅毒の病原体

梅毒の病原体は梅毒トレポネーマ(学名:*Treponema pallidum* subsp. *pallidum*)という螺旋状菌である。通常の明視野光学顕微鏡では観察されず、暗視野顕微鏡で青い色彩を放つことから pallidum の種名が与えられている¹⁾。梅毒は世界中に広く分布しており、一般的に皮膚や粘膜の小さな傷から梅毒トレポネーマが侵入することによって感染する。感染経路の大部分は、菌を排出している感染者との粘膜の接触を伴う性行為や疑似性行為によるものである。

感染数時間後、血行性に全身に散布されて様々な症状を引き起こし、全身性の慢性感染症となる。胎児が母体内で胎盤を通して感染したものを先天性梅毒、それ以外を後天性梅毒と呼ぶ²⁾。皮膚、粘膜の発疹や臓器梅毒の症状を呈する顕症梅毒と、症状は認められないが梅毒血清反応が陽性である無症候梅毒とに分けられる²⁾。

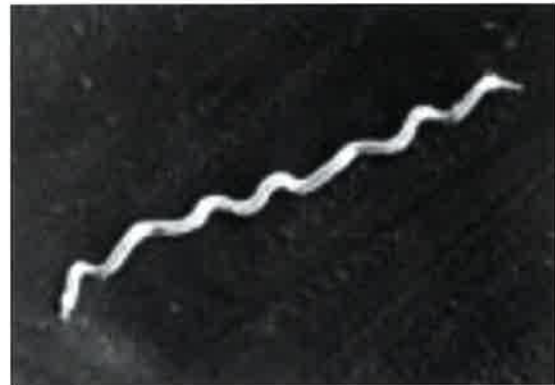


図1. 梅毒トレポネーマの電子顕微鏡像(ネガティブ染色)
(参考文献1より引用)

II 梅毒の自然経過概要

梅毒は感染後3～6週間程度の潜伏期を経て、経時的に様々な症状が逐次出現する。その間症状が軽快する時期があり治療開始が遅れることにつながる。近年では複雑な進行形態をとる慢性感染症と考えられるようになってきている(図2)。

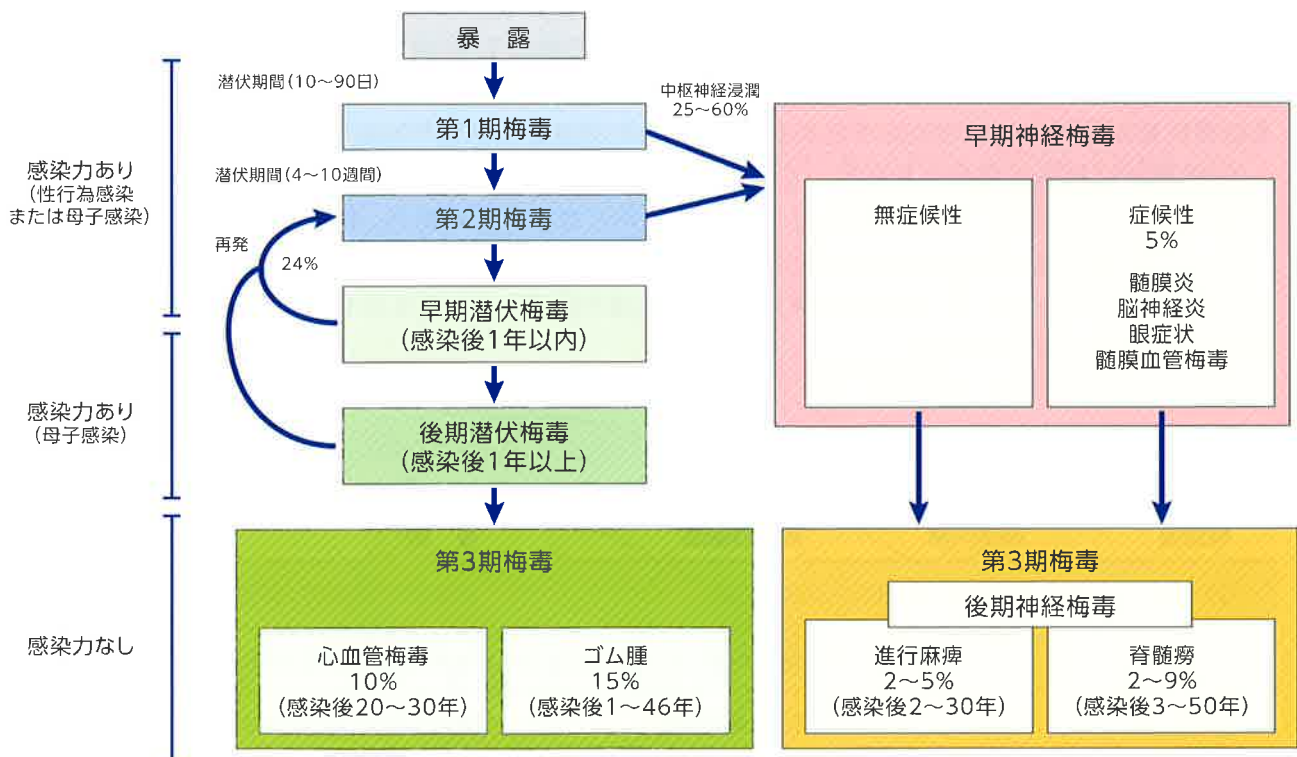


図2. 免疫応答正常者における梅毒の自然経過(参考文献3より改変)

V

近年の梅毒の発生状況

梅毒は1960年代半ばには日本も含め、世界的な再流行が見られた。日本においては1987年をピークとする流行の後、報告数は減少傾向であったが、近年再び増加傾向にある(図5)。梅毒の感染報告数は2012年の875人から2017年の5,826人へと、この5年間で約6.7倍に増加している。これを受けて、厚生労働省では検査や受診をすすめるポスターやリーフレットを作成し啓発活動を行なっている。

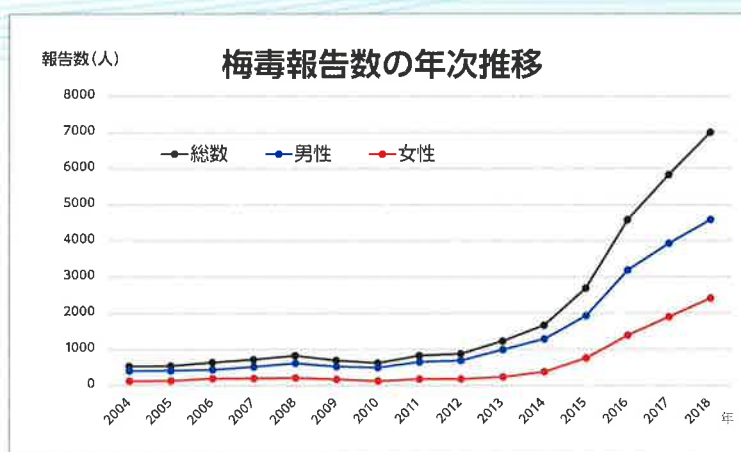


図5. 梅毒報告数の男女別年次推移(2018年は暫定値)
(参考文献8より作成)

VI

感染症法の届出について

梅毒は、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)によって5類感染症に定められている。全数把握対象疾患に指定されているため、全例を7日以内に最寄りの保健所へ届出ることが義務付けられている。届出基準には血清抗体の検出について記載があり、CLを抗原とする検査とTPを抗原とする検査の両方で抗体を検出し、かつCLを抗原とする検査では16倍以上又はそれに相当する抗体価を保有することが診断の1つの条件とされている。

参考文献

- 1) 「梅毒とは」国立感染症研究所ホームページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/465-syphilis-info.html>
- 2) 性感染症診断・治療ガイドライン2016, 日本性感染症学会誌, 2016;27(1):48-52
- 3) Golden MR et al.: "Update on Syphilis Resurgence of an Old Problem", JAMA, 2003; 290(11):1510-1514
- 4) 日本性感染症学会梅毒委員会梅毒診療ガイド作成小委員会:梅毒診療ガイド, 2018
- 5) 山根誠久, 臨床検査ひとくちメモ, モダンメディア, 2010;56(2):32-35
- 6) 津上久弥:「梅毒血清反応検査と治癒判定の問題」, 皮膚, 1982;24:11-18.
- 7) 高橋朋子, 菅原孝雄:「梅毒トレポネーマ」, 日本臨床, 1995;53増刊号:216-220.
- 8) 厚生労働省, 性感染症報告数の年次推移
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html> (2019年5月15日参照)

発行者

愛知県臨床検査標準化協議会 (AiCCLS) 免疫血清検査部門

問い合わせ先

公益社団法人 愛知県臨床検査技師会事務所内 愛知県臨床検査標準化協議会事務局
〒450-0002 名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館1階
Tel. 052-581-1013 Fax. 052-586-5680